

年金改悪案 消費税増税の物価上昇でも上げず まるで「物価スライド停止法案」

政府説明を小池氏批判

2016年1月23日(土)

日本共産党の小池晃参院議員は21日、安倍内閣が今国会に提出する年金制度改定法案に盛り込もうとしている「マクロ経済スライド」の見直しについて厚生労働省年金局から説明を受け、「消費税が10%に上がっても年金は上げない。“物価スライド停止”法案だ」とただしました。

「マクロ経済スライド」は、物価（賃金）が上がっても、少子高齢化による年金財政の影響分（調整率＝現在0・9%）を差し引いて年金の伸びを抑える仕組みです。ただし、物価上昇が調整率より低い場合は上昇分だけを削減し、物価下落時は下落分だけを削減して調整分は実施しないルールとなっています。

年金局の担当者は、このルールを見直し、“未実施の調整分”を「キャリーオーバー」と称して翌年度以降に持ち越し、物価上昇時にまとめて実施するとの考えを示しました。

小池氏は、「来年4月から消費税が10%に引き上げられれば物価も上昇するが、未調整分が実施されると年金は上がらなくなる。調整率0・9%を翌年に持ち越すと、2%増税による物価上昇に匹敵する。“物価スライド停止法案”ではないか」とただしました。

年金局側は、「制度見直しにあたって、消費税の引き上げが考慮される要素になったことは確かだ」とのべ、消費税増税をにらんだ見直しだと認めました。調整率0・9%を2カ年分まとめて実施すれば給付費で1兆円に相当すると説明しました。

「小池氏は、消費税が2%上がっても年金は上がるどころか、1兆円の給付が消えることになり、家計と国民経済に重大な影響を及ぼす。こんな法案作成は中止すべきだ」とのべました。

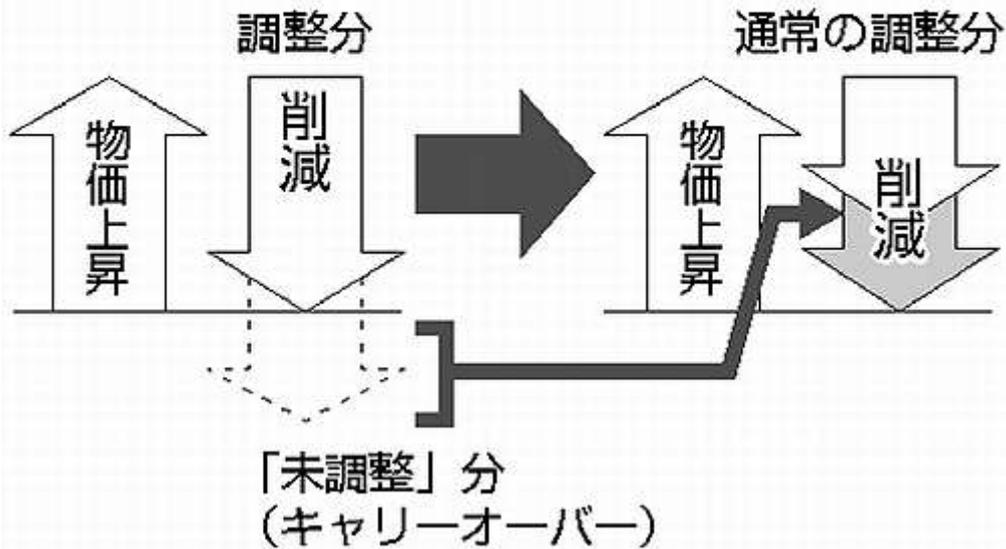


（写真）年金のマクロ経済スライド見直しで厚生労働省（左側）をただす小池議員（右端）＝21日

マクロ経済スライドの見直し

(前年)

(翌年以降)



国民年金保険料、月 100 円上げ 19 年度にも厚労省

2016/1/21 日本経済新聞版

厚生労働省は 2019 年度にも国民年金の保険料（現在は月額 1 万 5590 円）を月額 100 円程度引き上げる方針だ。自営業やパートで働く女性が出産する際に産前と産後の保険料を免除する制度を同年度にも導入する財源に充てる。国民年金の保険料は 17 年度まで毎年引き上げた後は固定することになっていたが、追加負担が発生することになる。



画像の拡大

国民年金は公的年金制度の一つ。会社員らが入る厚生年金の保険料が給与から天引きされるのに対し、加入者が自ら納める必要がある。

安倍晋三政権が掲げる「出生率 1.8」の実現に向け、厚労省は国民年金に加入している女性が出産する際に、産前産後の 4 カ月間は保険料を納めなくても済むようにする方針。所得制限は設けず、年間約 20 万人が対象になる見込みだ。

厚労省によると、国民年金の加入者（第 1 号被保険者）は 14 年 3 月時点で 1805 万人。近年はパートやアルバイトなど所得の低い女性が増えており、出産で働けなくなる期間の

負担軽減が課題になっていた。

厚労省は3月にも通常国会に国民年金法改正案の提出を目指す。制度導入にかかる費用は年間で約100億円になる見通し。この分は国民年金の保険料を月100円程度引き上げて捻出する。厚生年金の会社員や、夫が会社員の専業主婦（国民年金の第3号被保険者）の負担は変わらない。

国民年金には低所得者を対象にした保険料の免除制度がある。免除対象になると保険料を納めない期間も年金加入期間に算入されるものの、年金額は減額される。産前産後の軽減策では、納めなくても将来の年金額が減らないようにする。

会社員らが入る厚生年金では、産前産後の休業中の保険料を免除する制度を導入済み。自営業者らの国民年金でも足並みをそろえ、子どもを産みやすい環境を整える。

「100年安心プラン」を銘打った04年の年金制度改革で、国民年金の保険料は17年度まで毎年引き上げ、その後は固定することを決めた。毎年の上げ幅は物価や賃金の動向を反映して調整しており、例えば16年度は15年度よりも670円増の月額1万6260円になる。保険料の「100円アップ」はこうした措置への追加的な上乘せになる。

厚生年金逃れ 従業員の老後が脅かされる

読売新聞 2016年01月22日

事業主の経営上の都合で、従業員の老後の安心が脅かされている。看過できない事態だ。

厚生年金に加入する資格があるのに、未加入となっている人が200万人に上ることが、厚生労働省の調査で明らかになった。

保険料負担を逃れようと、届け出を怠っている疑いのある事業所は全国で79万に上るという。

このままでは、将来、低年金・無年金の人が続出しかねない。安倍首相が国会で、「放置するのは問題だ」として、対策の強化を表明したのは、もっともだ。

厚生年金は原則として、全ての法人事業所と従業員5人以上の個人事業所に加入義務がある。保険料は、従業員本人と事業主が折半して負担する。

厚生年金に入れないと、国民年金だけに加入する。老後は満額でも月6・5万円の基礎年金のみだ。自分で保険料の支払い手続きをする必要があるため、未納により年金が減る人も目立つ。

少子高齢化に伴い、基礎年金の水準は今後30年で3割程度下がる見込みだ。定年のない自営業者らを想定した国民年金は、給与所得者の老後保障にはなり得ない。

未加入者は、厚生年金と同時加入する企業の健康保険組合などにも入れない。保険料が割高な国民健康保険に入ることになる。

企業負担のある厚生年金に対象者がきちんと加入することは、本人の救済だけでなく、

年金財政全体の安定性向上にも大きな効果がある。政府は、そのメリットを国民に周知する必要がある。

加入逃れは中小・零細企業が中心とみられる。経営難を理由に挙げる事業主も多いが、企業の社会的責任を蔑ないがしろにしてはなるまい。保険料を負担している企業との公平性の点からも問題が大きい。

日本年金機構は、度重なる加入指導に応じない事業所に対しては立ち入り検査の上、強制加入させることができる。だが、長期間にわたって検査を実施しなかった事例が相当数に上ることが、会計検査院の調査で判明している。

厚労省と機構は、検査基準を明確化し、迅速な対応を徹底すべきだ。検査拒否には重い罰則が定められている。塩崎厚労相が、悪質な事業所には刑事告発も辞さない考えを表明したのは妥当だ。

政府は、非正規労働者の年金を充実させるため、パートらへの厚生年金の適用拡大を進めている。加入逃れが横行しては実効性は望めない。全ての対象者が確実に加入できるようにすべきだ。

給付金 3 万円、参院選前に配布… 1 1 3 0 万人に

読売新聞 2016 年 01 月 21 日

65 歳以上の低所得年金受給者に支給する 1 人あたり 3 万円の臨時給付金について、政府は参院選前の 6 月中に配り終える方針だ。

対象は住民税が課税されない人で、生活保護受給者や、住民税が課税されている人の被扶養者には支給されない。在留資格がある外国人も同じ条件で、約 1 1 3 0 万人に支給される。

政府は、「1 億総活躍社会」の実現のため、賃上げの恩恵が及ばない低所得の高齢者にアベノミクスの成果を届けることが目的だと説明。支給事務を担う市区町村によって申請の受付期間は異なるが、政府は申請期間について原則 3 か月とするよう求めている。

3 万円を受け取るためには、申請書に必要事項を記入した上で市区町村に提出する必要がある。自治体側が内容を確認し、口座への振り込みなどで支給する。

65 歳未満で障害基礎年金、遺族基礎年金を受給する約 1 5 0 万人にも 3 万円を配るが、支給時期は 1 0 月以降になる見通しだ。

企業の定年延長を推進 厚労省が有識者会議

2016/1/20 日本経済新聞

厚生労働省は働き方改革や格差是正に向けた長期戦略をつくる。月内に外部の有識者で

構成する検討会を立ち上げる。企業の定年延長や労働者の均等待遇の推進を柱にする。政府が5月にも出す「ニッポン一億総活躍プラン」に反映させたい考えだ。

検討会は3月をメドに報告書をまとめる。2020年の東京五輪後を見据えた中長期の計画にする。

定年延長の推進は企業の自主的な取り組みを促す具体策を検討する。例えば定年を延長した企業に補助金を手厚くするなどの案が浮上しそうだ。今は高年齢者雇用安定法で65歳まで雇用を確保するよう企業に義務付けている。法改正で強制的に定年を引き上げることは検討しないとみられる。

国立社会保障・人口問題研究所によると、30年の生産年齢人口（15～64歳）は10年に比べ17%減る。厚労省は安定した経済成長には高齢者の就労促進が欠かせないと判断した。

労働者の均等待遇の推進は、正社員と非正規労働者の格差是正を狙う。厚労省は昨年、20年後を見据えた医療改革の提言をまとめており、労働分野でも同様の対応を進める。

厚生年金、違法な未加入一掃へ 79万事業所を調査

朝日新聞 2016年1月14日



厚生年金に入る資格があるのに年金額の少ない国民年金に入っている人が約200万人と推計され、政府が対策に乗り出す。厚生労働省は13日、保険料負担を逃れるため、違法に厚生年金に入っていない可能性がある約79万事業所を対象に緊急調査すると表明。加入対象と判明すれば重点的に加入を指導し、「低年金」の予備軍を減らしたい考えだ。

この問題は、民主党の長妻昭氏が13日の衆院予算委員会で取りあげた。安倍晋三首相は「200万人の件は確実にやるように（塩崎恭久）厚労相に指示する」と答弁。厚生年金の未加入対策に本腰を入れる考えを示した。

厚生年金は会社の正社員のほか、労働時間や日数が正社員の4分の3以上のパートでも

適用される。平均的な収入で40年間会社勤めすると厚生年金を月約15万6500円受け取れるが、自営業者や非正規社員らが入る国民年金は保険料を40年間満額納めて月約6万5千円。将来の年金額が本来より少なくなる人が続出する可能性がある。

保険料は国民年金なら月1万5590円で、厚生年金なら平均的な収入の人で月約3万9千円を払い、雇い主も同額を負担する。この負担を逃れるため、厚生年金の適用を年金事務所に届けない事業所がある。

日本年金機構は加入逃れの可能性がある約79万事業所に対し、早急に調査票を送る。従業員数や労働時間などを尋ね、回答内容から厚生年金の加入対象の可能性が高ければ、訪問して加入指導をする。必要なら立ち入り検査も行い、検査を拒否すると罰則もある。

厚労省は年金事務所で加入に必要な手続きをしていない事業所の所在地を登記簿などで割り出してきたが、休眠会社も多い。そこで今年度からは従業員に給与を支払っている事業所の名称や所在地情報の提供を国税庁から受けており、今後、さらに連携を強める。

■「払うとつぶれる」

厚生年金への「加入逃れ」にメスが入ることになった。事業所の大半は中小・零細企業とみられる。

「保険料を払うと会社がつぶれる」。北海道滝川市の社会保険労務士、高松裕明さんは、経営者に厚生年金への加入義務を説明しても、こう返されることがよくある。実態は社長と事務担当の妻だけの「個人商店」なのに、契約を取りやすくするため加入が必要な法人の形態にしている建設業も多いという。

東京都内の市役所で年金相談に応じる社労士の倉本貴行さんは、就職する際に厚生年金への加入を求めたのに「余裕がないのでしばらく辛抱してほしい」と言われた、という話を昨年聞いた。結局、その人は退職まで自分で国民年金の保険料を払い続けたという。

一方、給料から保険料を天引きされ、手取りを減らされることを嫌がる従業員もいるとされる。

厚労省の推計では、未加入とみられる約200万人のうち20～30代が約123万人で6割を占める。20代が71万人と最多で、30代が52万人、40代が44万人、50代が35万人と、若い年代ほど未加入の対象が多くなる傾向にある。

厚生年金に入る資格があるのに未加入と気づいた場合、勤務先を相手に民事訴訟を起こすことも考えられる。ただ、若いと年金を受け取るのに必要な加入期間（25年）を満たさず、損害額を確定しづらい課題もある。

厚生年金保険料の後払いが認められるのは過去2年分で、対応が遅れると本来もらえる年金を取り戻せなくなる。この問題に取り組む木村康之弁護士は「働き始めたら自分が厚生年金に加入しているかすぐ確認し、問題があれば年金事務所に相談して欲しい」と助言する。(井上充昌、久永隆一)